

教育訓練給付制度の指定対象講座の拡充について（報告）

人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付制度の指定対象講座の拡充について

- 個人の主体的なリ・スキリング等への直接支援をより一層、強化、推進することが求められる中、世の中の教育訓練ニーズの変化等を踏まえ、現在の指定基準では教育訓練講座の指定対象とはならないものの、雇用の安定と就職の促進を図る観点から有効と考えられる講座については、現行の指定基準との整合性を確保しつつ、教育訓練給付制度の指定対象講座として認めることを検討する。

<検討対象>

1. 職業能力評価制度の検定の合格を目指す講座
2. 資格取得に必要な最短の期間が3年である業務独占資格等に係る4年制の大学等の養成課程
3. 日本国内で外国の大学院の修士（MBA）の取得を目標とする課程

（検討1）職業能力評価制度の検定の合格を目指す講座

- 「団体等検定」は、外部労働市場に一定の通用力があるものを対象とする企業横断的な職業能力評価制度として、令和6年3月に創設。職業能力開発促進法に基づき、一定要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定する仕組み。
- 企業における検定合格者に対する適切な処遇の実施など、労働者の社会的評価の向上が期待できる制度であり、今後、「技能検定」とともに「団体等検定」の活用促進を図っていく。

➡ **「団体等検定」の合格を目標とする講座について**、団体等検定の制度趣旨を踏まえ、特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として評価できる講座であれば、同様の技能検定とともに、今後、「**特定一般教育訓練**」の対象として認める整理としてはどうか。

1. 職業能力評価制度の概要

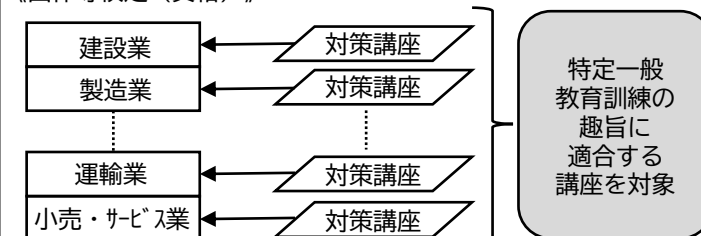
	技能検定	新 団体等検定	認定社内検定
概要	名称独占の国家資格（技能士）	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）
実施機関	都道府県又は民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
対象技能・対象者	・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種（概ね年間1000人以上） ・検定の実施機関の雇用労働者以外も対象	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象（検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・団体等検定を実施する民間団体・個別企業の雇用労働者以外も対象	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・社内検定を実施する実施機関の雇用労働者のみが対象（団体が実施する場合には会員企業の労働者）
評価方法	・学科試験＋実技試験により評価 ・労働者のスキル向上に資するため、原則として複数等級		

2. 団体等検定制度の見通し

- 現在、これまで資格や検定等が整備されてこなかった分野を中心に、説明会を開催して団体等検定の創設を働きかけている。
- これまでに91機関が説明会に参加し、うち、17機関から団体等検定創設に向けての個別相談を受けている状況。

〔団体等検定の認定から講座指定までのイメージ〕

《団体等検定（資格）》



3. 技能検定関係講座の指定状況

5職種32講座を指定（令和6年4月現在）

（検討2）資格取得に必要な最短の期間が3年である業務独占資格等に係る4年制の大学等の養成課程

人材開発分科会（第47回）

令和6年7月30日

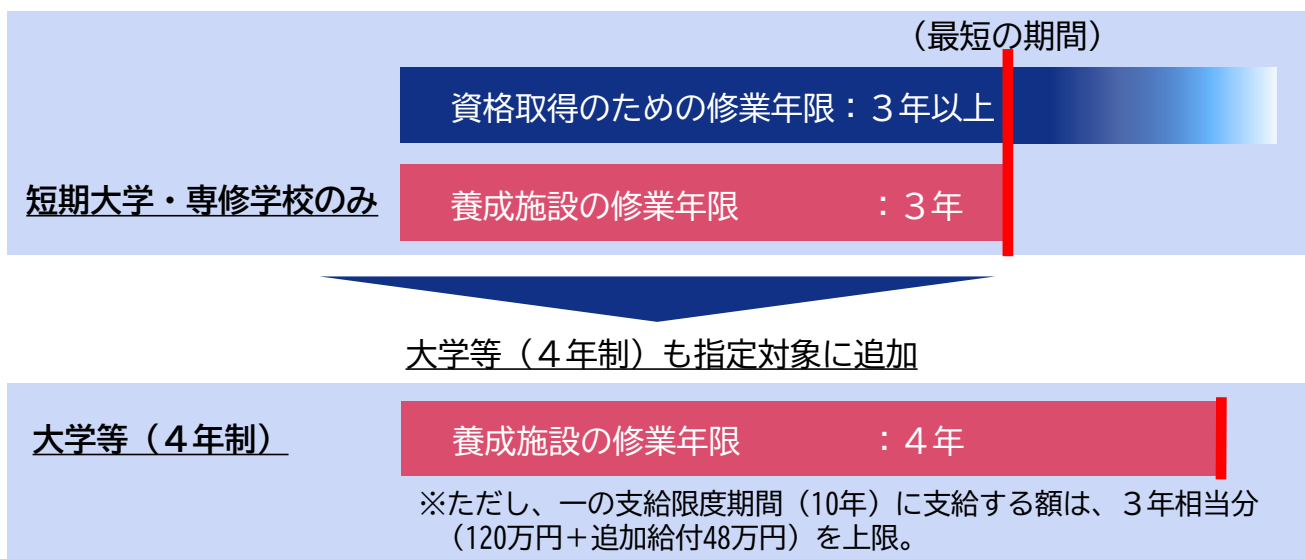
資料3

- 現行、業務独占資格等に係る養成課程については、資格取得に必要な最短期間を修業年限とするもののみを指定対象としている。このため、当該必要な最短期間（3年）を超える修業年限の養成施設（例：4年制看護系大学）が増加傾向にあるが、そのような養成施設における養成課程は給付対象となっていない。

➡ **最短の期間が3年の業務独占資格等に係る養成課程のうち、4年制の大学等の養成課程については、受講者の多様な訓練ニーズを踏まえ、指定の対象とすることとしてはどうか。**

その際、同一資格の取得を目標とする課程の受給者間の公平性の観点から、**一の支給限度期間（10年）に支給する額は、最短の期間である3年の場合と同額（120万円＋追加給付48万円）を上限とすることとしてはどうか。**

1. 制度見直し（案）



（参考）「専門職大学」（4年制）及び最短の修業年限が4年の「管理栄養士養成課程」は、4年分（160万円＋追加給付64万円）を上限として支給。（長期専門実践教育訓練（雇用保険法施行規則第101条の2の8第3項））

2. 対象となる主な資格

- **看護師**
（参考）直近10年（2013⇒2023年）の推移
・ 3年制555施設⇒557施設
・ 4年制218施設⇒306施設（1.4倍）
- **理学療法士**
（参考）直近10年（2013⇒2023年）の推移
・ 3年制84施設⇒86施設
・ 4年制155施設⇒182施設（1.17倍）
- **作業療法士**
（参考）直近10年（2013⇒2023年）の推移
・ 3年制63施設⇒65施設
・ 4年制114施設⇒139施設（1.22倍）

歯科衛生士、はり師、きゅう師、柔道整復師、あん摩・マッサージ指圧師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士

（検討3）日本国内で外国の大学院の修士（MBA）の取得を目標とする課程

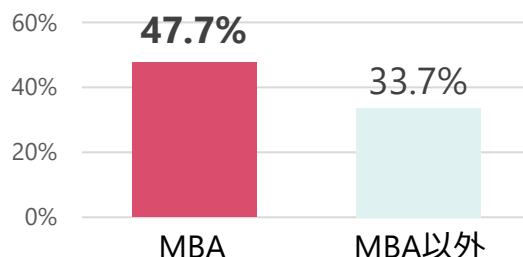
- 現在、MBA等の修士号については、専門職大学院の類型において指定対象としており、令和6年4月時点で、22施設（大学院）29講座が指定されている。これらの受講者は、賃金増加が他の講座に比して高い実態にある。
- 近年、オンライン受講等の環境が整ってきたこともあり、日本国内で、外国の大学院の修士（MBA）を取得可能な講座が運営されているが、外国の大学院は、学校教育法に基づく専門職大学院にはなれないことから、専門職大学院として教育訓練給付の対象となることはできない。

➡ **日本国内の訓練実施者が、国内居住者を対象に外国の大学院と連携して提供する修士（MBA）の取得を目標とする課程のうち、一定の質が担保されているものについて、指定の対象とすることとしてはどうか。**

その際、**一定の質を担保**する観点から、就職・在職率80%以上等の条件に加えて、**海外MBAの国際認証（「AACSB」「EFMD」「AMBA」）又は国家的認証を取得している**、もしくは**世界的評価（世界大学ランキング）が上位（300位以内を想定）**であることを条件に認めることとしてはどうか。

1. 国内MBAプログラム受講の効果

専門職大学院の課程修了後
「賃金が増加した」と回答した割合



（出所）令和4年度修了者アンケートの専門職大学院における「受講後の賃金変化」に係るアンケート結果

2. MBAの国際的認証又は国家的認証

〔国際認証〕

① AACSB

The Association to Advance Collegiate Schools of Business【987校】

⇒1916年にアメリカで設立された国際認証の代表的な機関。

② EFMD (EQUIS)【210校】

⇒1972年にベルギーで設立された国際認証機関。

③ AMBA (the Association of MBAs)【286校】

⇒1967年にイギリスで設立された国際認証機関。

〔国家的認証〕

○QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構) (イギリスの例)

3. 世界大学ランキング

① THE 世界大学ランキング

Times Higher Education World University Rankings

⇒イギリスのザ・タイムズ・ハイアー・エデュケーションが毎年公表している世界の大学ランキング。

② QS 世界大学ランキング

QS World University Rankings

⇒イギリスの大学評価機関のクアクアレリ・シモンズ (QS) が毎年公表している世界の大学ランキング。

各類型の見直し後の整理（案）

	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付
目的	特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練	特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練
給付内容	受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ※ 追加給付①（資格取得・就職等） ⇒ 受講費用の20%（上限年間16万円） ※ 追加給付②（賃金上昇） ⇒ 受講費用の10%（上限年間8万円）	受講費用の40%（上限20万円） ※ 追加給付①（資格取得・就職等） ⇒ 受講費用の10%（年間5万円）
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程 【検討2】 最短の養成期間が3年の場合は、4年の養成課程も対象。 ② 専門学校¹の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム ③ 専門職大学院の課程 【検討3】 日本国内における外国大学院（MBA）の課程も対象。 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上） ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム ④ 職業能力評価制度の検定の合格を目指す講座 【検討1】新たに類型を創設。

教育訓練の指定基準の見直し（案）

団体等検定の創設等による訓練二一ズの変化等を踏まえ、以下のとおり、指定基準の見直しを行う。

1. 改正の概要

1. 職業能力評価制度の検定の合格を目指す講座【特定一般・新類型の創設】

- 令和6年3月に創設された「団体等検定」の合格を訓練目標とする講座について、「技能検定」の合格を訓練目標とする講座と同様に「特定一般教育訓練」の対象とし、新たな類型を創設する。

2. 業務独占資格等の取得を目標とする4年制の養成課程【専門実践・第1類型の拡充】

- 業務独占資格・名称独占資格に係る養成課程のうち、最短の養成課程が3年の場合における4年制の大学等の養成課程について、指定の対象とする。
- ただし、一の支給限度期間（10年）ごとに支給する額は、最短の養成課程が3年の場合と同額（120万円＋追加給付48万円）を上限とする。

3. 日本国内において外国大学院の修士（MBA）の取得を目標とする課程【専門実践・第3類型の拡充】

- 日本国内において受講可能な、外国の大学院の修士（MBA）の取得を目標とする課程のうち、一定の質が担保されているものについて、指定の対象とする。

2. 施行

- 令和6年10月より指定講座の募集を開始。令和7年4月より指定講座の受講を開始。